

# 厚生福祉会行動計画

法人の各事業所に勤務する職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に發揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和5年4月1日～ 令和7年3月31日

2 目標と取組内容・実施時期

## 目標1 改正後 育児休業等に関する規則の周知をはかる。

〈取組内容〉

- ・令和5年4月～ 職員会議等で、各施設の事務担当者より規則の説明を行う。  
対象となった職員に対する説明を適宜実施する。
- ・令和7年3月 取得実績のまとめ

## 目標2 各事業所の平均有休取得率を付与日数に対して行動計画策定後＝100%

〈取組内容〉

- ・令和5年4月～ 事業所ごとの担当チームにおいて、前期実績を振り返るとともに、今期の取り組みを検討する。
- ・令和5年7月～ 検討した取り組みの実施(取得率の掲示、年間予定を考慮した取得促進の周知等)
- ・令和6年4月～ 令和5年度の実績確認、令和6年度の取組検討・実施
- ・令和7年3月 令和6年度の実績確認・総括

## 目標3 再雇用または中途採用の実績を男女とも1名以上とする。

〈取組内容〉

- ・令和5年4月～ 定年を迎える職員がいる場合や中途採用が必要となった場合に、男女関わらず申請承認あるいは採用の対象とするよう周知する。
- ・令和6年4月 令和5年度の実績確認
- ・令和7年3月 令和6年度の実績確認・総括

## 目標4 就業規則上の超過勤務時間数を法人平均各月7時間未満にする。

〈取組内容〉

- ・令和5年4月～ 毎月勤怠システムにて超過勤務時間数の確認を各事業所において実施する。
- ・令和5年7月～ 3カ月ごとに会議にて実績確認を行い、達成に向けて取組を検討していく。
- ・令和6年4月 令和5年度の実績確認
- ・令和7年3月 令和6年度の実績確認・総括